



伊勢市青少年相談センターだより

平成30年10月号

伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町540 小俣総合支所1階 TEL 22-7894

三重県警察「平成29年中三重の少年非行」より

三重県警察が平成29年の少年非行の状況をまとめた統計資料をホームページ(<http://www.police.pref.mie.jp>)で公開しています。

さまざまな統計がある関係上、一部となってしまいますが、紹介したいと思います。

平成29年中に警察で検挙・補導した非行少年は357人で前年に比べ11人(3.0%)減少しました。

また、不良行為少年(喫煙や深夜はいかい等で補導された少年)は2,886人で、前年に比べて1人(0.03%)減少しました。

非行少年とは、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年に分けられます。

犯罪少年は罪を犯した14歳以上の少年で、犯罪のうち刑法の罪を犯した少年を刑法犯少年、特別法を犯した少年を特別法犯少年と言います。14歳未満の刑罰の対象とならない非行少年が触法少年でこちらも刑法犯、特別法犯に分けられます。

ぐ犯少年は14歳以上で、その性格、環境から将来、罪を犯すおそれのある少年のことで平成29年は0人です。

刑法犯少年は321人(男子283人、女子38人)で前年に比べ1人(0.3%)減少、特別法犯少年は36人で前年に比べ9人(20.0%)の減少でした。過去10年間における非行少年及び不良行為少年の推移は、減少傾向で、平成20年を100の指数とすると平成29年は

刑法犯少年27、特別法犯少年49、不良行為少年10となり、刑法犯少年は約4分の1、不良行為少年は10分の1です。

刑法犯少年321人の学職別をみると、高校生が103人(32.1%)で最



も多く、次いで、中学生が93人(29.0%)で高校生と中学生で6割以上を占めました。刑法犯の罪種別は、窃盗犯がもっとも多く、209人(男子180人、女子29人)で最も多く、手口別は、万引き112人、オートバイ盗33人、自転車盗23人、自動車盗5人、車上ねらい1人、空き巣2人、その他が33人でした。

刑法犯少年の居住地別では、もっとも多いのが、鈴鹿署管内73人、次いで津署管内44人、伊勢署管内は21人でした。

不良行為少年については、深夜はいかい1,551人(午後10時~午前5時までのはいかい)喫煙1,051人で、これらを合わせると全体の9割を占めました。伊勢署で補導したのは283人(平成28年203人)で、多かったのが、深夜はいかい190人、次いで喫煙68人、飲酒17人の順でした。

県条例から「保護者の責務」について

青少年の健全育成は、社会全体の責務ですが、その中で、保護者の責務について、「三重県青少年健全育成条例」の中にこれに関する事項があります。

○ 深夜における外出の制限(第19条)

保護者は、深夜に青少年をみだりに外出させないようにしなければなりません。(深夜とは午後10時から翌日午前5時まで)

○ インターネット利用環境の整備(第18条の6)

保護者や学校・職場の関係者など、青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用する際、有害な情報を閲覧させないように努め、青少年有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発、教育に努めなければいけません。

保護者は、青少年を健全に育成することが、責務であることを自覚し、愛情に満ちた環境の中で、青少年を監督、保護、教育するように努めましょう。

※伊勢警察署管内自転車盗多発! 8月末で95件(前年比+22件)
伊勢市駅、宇治山田駅が多いそうです。2ロックをしましょう!

10月 青少年の日 5日 家庭の日 21日